

「東京都障害者計画・第4期東京都障害福祉計画」の概要

【案】

第1部 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と経緯 (5～7 ページ)

平成26年1月、我が国は、「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)を批准しました。条約締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。

平成23年8月には障害者基本法が改正され、いわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の理念が盛り込まれました。また、平成24年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が制定され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等が行われました。

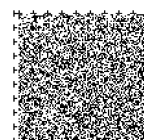
さらに、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正により雇用の分野における差別の禁止等が定められました。これらは、いずれも平成28年4月から施行されます。

東京都は、こうした状況のもと、計画の改定期を迎えて第七期東京都障害者施策推進協議会を設置し、新たな計画の基本的方向を明らかにするため調査審議を行ってきました。同協議会は、平成27年2月、計画の策定に向けて、東京都知事に対する意見具申(提言)を行いました。

東京都は、この提言等を踏まえ、障害者を取り巻く環境変化に対応し障害者施策の一層の充実に取り組むため、新たな「東京都障害者計画」及び「第4期東京都障害福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の性格・位置づけ (7 ページ)

障害者施策に関する基本計画としての障害者計画(根拠:障害者基本法)と、障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画である障害福祉計画(根拠:障害者総合支援法)の2つの性格を併せもつ計画として、一体的に策定します。また、「東京都長期ビジョン」をはじめ、障害者施策に関連した他の東京都の計画との整合を図っています。



3 計画期間 (8 ページ)

計画期間は、東京都障害者計画及び第4期東京都障害福祉計画いずれも、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

4 計画の基本理念と施策目標 (9～10 ページ)

(1) 基本理念

この計画では、「自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという『自己選択・自己決定』の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会」を目指すべき社会とし、以下の基本理念を掲げ、障害者施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

基本理念Ⅰ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

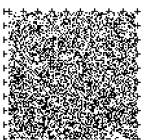
障害の種別にかかわらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅱ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。

基本理念Ⅲ 全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人とない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。



(2) 施策目標

これらの基本理念のもと、以下の5つの施策目標を掲げ、障害者施策を展開していきます。

I 地域における自立生活を支える仕組みづくり

施設入所・入院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。

II 社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図る等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めていきます。

III いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図る等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指します。

IV バリアフリー社会の実現

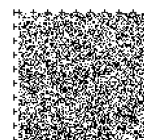
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりや心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ、文化芸術活動の支援等により、バリアフリー社会の実現を目指します。

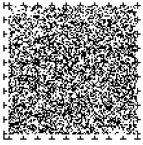
V サービスを担う人材の養成・確保

障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図るために、人材の養成・確保を進めます。

5 計画の進行管理 (11 ページ)

東京都障害福祉計画に定める成果目標及び活動指標については、少なくとも年1回は実績を把握して分析・評価を行い、東京都障害者施策推進協議会に報告して意見を聴取します。その上で、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。このPDCAサイクルを実施することにより、計画の着実な進行管理を行います。





第2章 第3期東京都障害福祉計画の達成状況

第1節 第3期東京都障害福祉計画の数値目標の達成状況（抜粋）（15～16 ページ）

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

事項	平成23年度末実績	第3期障害福祉計画		
		平成24年度末実績	平成25年度末実績	平成26年度末目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成17年10月1日から1,001人	1,127人	1,212人	2,204人
施設入所者（入所施設定員）数	7,418人	7,374人	7,413人	7,344人

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

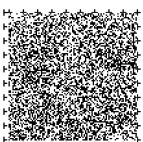
事項	平成23年度実績	第3期障害福祉計画	
		平成24年度実績	平成26年度目標
1年未満入院者の平均退院率	74.5%	73.7%	76%を維持向上
1年以上入院者の退院率	32.0%	26.7%	29%以上

3 福祉施設から一般就労への移行等

事項	平成23年度実績	第3期障害福祉計画		
		平成24年度実績	平成25年度実績	平成26年度目標
区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	1,374人	1,630人	1,745人	1,500人
福祉施設から一般就労への移行者数	448人	1,070人	1,355人	852人

第2節 第3期東京都障害福祉計画に係る障害福祉サービス等の実績（抜粋）（17 ページ）

サービスの種類	事項（単位）	平成23年度実績	平成24年度		平成25年度		平成26年度見込み	
			見込み	実績	見込み	実績		
訪問系サービス計	サービス量（時間）	798,589	881,132	818,672	934,158	824,953	990,580	
	利用者数（人）	17,562	19,743	18,232	20,857	18,845	22,021	
日中活動系サービス計（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	サービス量（人日分）	—	669,074	678,349	682,518	713,689	695,971	
	利用者数（人）	37,247	38,755	40,027	39,534	42,270	40,313	
短期入所	サービス量（人日分）	23,835	24,543	26,760	26,664	27,833	28,785	
	利用者数（人）	3,118	3,187	3,518	3,463	3,710	3,738	
グループホーム・ケアホーム	利用者数（人）	5,921	6,374	6,635	6,907	7,321	7,441	
施設入所支援	利用者数（人）	8,833	8,807	8,602	8,740	8,534	8,656	
相談支援	計画相談支援	利用者数（人）	217	3,051	935	6,281	3,219	9,802
	地域移行支援	利用者数（人）	—	327	70	419	81	477
	地域定着支援	利用者数（人）	—	348	35	487	75	622



第2部 各論

第1章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等

第1節 平成29年度末までに達成すべき成果目標（23ページ）

障害福祉計画策定に係る国の基本指針では、障害者の地域生活移行や就労支援などの課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標を設定することとしています。東京都では、国の基本指針、これまでの実績及び東京都の実情を踏まえて以下のとおり成果目標を定めて、その達成を目指します。

成果目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行

事項	平成25年度末実績	平成29年度末目標	考え方
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	平成17年10月1日から 1,212人	平成25年度末から 890人	平成25年度末時点の施設入所者（入所施設定員）数（7,413人）の12%以上が移行
施設入所者（入所施設定員）数	7,413人	7,344人	第3期障害福祉計画の目標定員数（平成17年10月1日時点の定員数）を超えない。

成果目標2：入院中の精神障害者の地域生活への移行

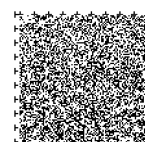
事項	平成24年度実績	平成29年度末目標	考え方
入院後3か月時点の退院率	61.4%	64%以上	—————
入院後1年時点の退院率	89.8%	91%以上	—————
長期在院者数（入院期間1年以上）	11,760人	9,643人	平成24年6月末時点から18%以上削減

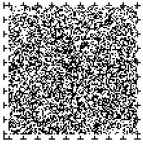
成果目標3：地域生活支援拠点等の整備

事項	平成29年度目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	各区市町村に少なくとも一つ整備	—————

成果目標4：福祉施設から一般就労への移行等

事項	平成25年度実績	平成29年度末目標	考え方
区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数	1,745人	2,500人	—————
福祉施設から一般就労への移行者数	1,355人	2,140人	平成24年度実績（1,070人）の2倍以上が移行
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	44.1%	5割以上	利用者の3割以上が一般就労に移行した事業所が全体の5割以上



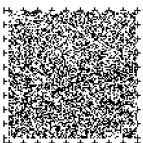


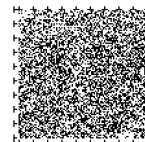
第2節 計画期間中の障害福祉サービス等の必要量の見込み（活動指標）

1 障害福祉サービス等の活動指標（24～25 ページ）

区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、引き続き地域生活基盤の整備を進める観点から調整を図り、東京都全域での見込量を設定しています。

サービスの種類	事項（単位）	平成25年度実績	見込み			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	
訪問系サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	サービス量（時間）	824,953	909,206	948,740	990,517
	利用者数（人）	18,845	21,096	22,009	22,926	
日中活動系サービス	生活介護	サービス量（人日分）	359,922	406,150	419,823	433,497
		利用者数（人）	19,036	20,803	21,504	22,204
	自立訓練（機能訓練）	サービス量（人日分）	3,490	3,943	4,076	4,209
		利用者数（人）	374	407	421	434
	自立訓練（生活訓練）	サービス量（人日分）	13,270	14,196	14,673	15,151
		利用者数（人）	1,072	1,131	1,169	1,207
	就労移行支援	サービス量（人日分）	36,284	43,375	44,836	46,296
		利用者数（人）	2,354	2,713	2,805	2,896
	就労継続支援（A型）	サービス量（人日分）	18,605	22,082	22,825	23,569
		利用者数（人）	988	1,176	1,215	1,255
	就労継続支援（B型）	サービス量（人日分）	282,118	298,895	308,958	319,019
		利用者数（人）	18,446	18,994	19,633	20,273
	（計）	サービス量（人日分）	713,689	788,641	815,191	841,741
		利用者数（人）	42,270	45,224	46,747	48,269
	療養介護	利用者数（人）	1,235	1,291	1,308	1,327
	短期入所	サービス量（人日分）	27,833	32,049	34,408	36,767
（内訳）福祉型		24,846	28,630	30,737	32,845	
（内訳）医療型		2,987	3,419	3,671	3,922	
利用者数（人）		3,710	4,273	4,588	4,902	
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人）	7,321	8,418	9,085	9,751
	施設入所支援	利用者数（人）	8,534	8,587	8,523	8,487
相談支援	計画相談支援	利用者数（人）	3,219	10,638	11,809	12,893
	地域移行支援	利用者数（人）	81	207	242	258
	地域定着支援	利用者数（人）	75	229	292	372





2 障害児支援の活動指標 (25 ページ)

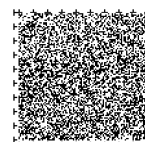
障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量については、区市町村が設定した見込量を集計したものを基本として、区市町村の方針を尊重しつつ、身近な地域での支援体制の整備を進める観点で調整を図り設定しています。障害児入所支援については、東京都において見込量を設定しています。

サービスの種類	事項 (単位)	平成 25 年度 実績	見込み			
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
障害児通所支援	児童発達支援	サービス量 (人日分)	36,195	61,864	68,481	75,157
		利用者数 (人)	6,403	8,582	9,442	10,282
	放課後等デイサービス	サービス量 (人日分)	50,305	97,429	115,065	132,845
		利用者数 (人)	5,775	9,433	10,746	12,039
	保育所等訪問支援	サービス量 (人日分)	53	305	525	623
		利用者数 (人)	41	146	310	379
	医療型児童発達支援	サービス量 (人日分)	1,488	2,139	2,355	2,502
		利用者数 (人)	189	237	257	272
入所支援	福祉型児童入所支援	利用者数 (人)	441	441	441	441
	医療型児童入所支援	利用者数 (人)	174	174	174	174
障害児相談支援		利用者数 (人)	367	2,326	2,709	3,064

3 労働施策との連携による福祉施設から一般就労の移行に係る活動指標 (26 ページ)

福祉施設から一般就労への移行について、障害福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、以下のとおり活動指標を設定し、取組を進めます。

項目	内容	平成 25 年度 実績	平成 29 年度 見込み
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労への移行	就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み	1,289 人	2,060 人
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所 (ハローワーク) によるチーム支援件数の見込み	1,185 件	2,140 件
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、委託訓練の受講者数の見込み	165 人	240 人
障害者トライアル雇用事業の開始	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者トライアル雇用事業の開始者数の見込み	86 人	214 人
職場適応援助者 (ジョブコーチ) による支援	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者 (ジョブコーチ) による支援対象者数の見込み (東京ジョブコーチを含む。)	117 人	216 人
障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターによる支援対象者数の見込み	81 人	163 人



第3節 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン (27 ページ)

東京都は、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」(平成27年度～平成29年度)を策定し、障害者(児)の地域生活基盤の整備を促進します。

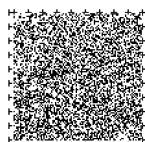
平成29年度末までに、地域居住の場(グループホーム)、日中活動の場(通所施設等)、在宅サービス(短期入所)について、6,720人分の定員を新たに確保します。

また、新たに障害児支援(児童発達支援センター)の整備目標を掲げ、整備を促進していきます。

事項名	内容	平成29年度末整備目標
地域居住の場の整備 (グループホーム)	障害者の地域生活への移行を進めるとともに、地域で安心して暮らせるよう、グループホームの整備を促進します。	2,000人増
日中活動の場の整備 (通所施設等)	特別支援学校の卒業生や地域生活に移行する障害者、在宅の障害者等の多様なニーズに応えるため、日中活動の場(通所施設等)の整備を促進します。	4,500人増
在宅サービスの充実 (短期入所)	障害者・障害児が身近な地域で短期入所(ショートステイ)を利用できるよう、整備を促進します。	220人増
障害児支援の充実 (児童発達支援センター)	地域における障害児支援の中核的施設としての役割を担う児童発達支援センターの整備を促進します。	10か所増

これらの施設について整備費の設置者負担を軽減する特別助成(原則として、設置者負担の2分の1)を実施し、地域生活基盤の整備を促進します。

このほか、入所定員数が目標定員数(7,344人)を超えないよう努めつつ、未設置地域において、地域生活への移行を積極的に支援する機能等を強化した「地域生活支援型入所施設」の整備を引き続き推進します。



第2章 目標達成のための施策と取組

第1節 施策目標と取組の体系 (31 ページ)

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

- 取組1 地域におけるサービス提供体制の整備
- 取組2 地域生活を支える相談支援体制等の整備
- 取組3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援
- 取組4 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応
- 取組5 安全・安心の確保

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援の充実

- 取組1 障害児支援の充実
- 取組2 全ての学校における特別支援教育の充実
- 取組3 職業的自立に向けた職業教育の充実

施策目標Ⅲ いきいきと働ける社会の実現

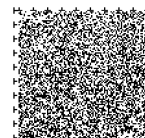
- 取組1 一般就労に向けた支援の充実・強化
- 取組2 福祉施設における就労支援の充実・強化

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

- 取組1 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進
- 取組2 差別の解消と心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進
- 取組3 スポーツ・文化芸術活動の振興

施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

- 取組1 サービスを担う人材の養成・確保



第2節 目標達成のための具体的な取組

施策目標Ⅰ 地域における自立生活を支える仕組みづくり

取組1 地域におけるサービス提供体制の整備 (32～34 ページ)

- ◆ 障害者が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービスの提供体制を整備します。
- ◆ 「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」により、グループホームや通所施設など地域生活基盤の整備を促進します。

【主な計画事業】 ※3か年プランについては本概要8ページ参照

- ・短期入所開設準備経費等補助事業
- ・定期借地権の一時金に対する補助
- ・借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業
- ・都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業 等

取組2 地域生活を支える相談支援体制等の整備 (35～43 ページ)

- ◆ 障害者の自立した日常生活や社会生活を支えるため、相談支援、障害者の権利擁護、地域生活支援事業等の地域の支援体制の整備を進めます。

【主な計画事業】

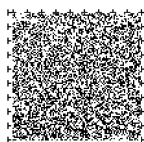
- ・基幹相談支援センター体制整備促進
- ・相談支援従事者研修
- ・障害者虐待防止対策支援事業
- ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
- ・福祉サービス総合支援事業
- ・成年後見活用あんしん生活創造事業
- ・福祉サービス第三者評価の普及
- ・指導検査における区市町村との連携 等

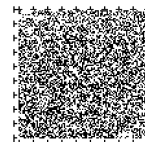
取組3 施設入所・入院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援

- ◆ 障害者が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、入所施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域での安定した生活の継続を支援します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行 (44～47 ページ)

入所施設に配置した地域移行促進コーディネーターによる、施設入所者等への働きかけや、施設相互や区市町村、相談支援事業所等との連携体制の構築により、施設入所者の地域生活へ





の移行を促進します。

地域生活へ移行した重度の障害者等が安心してグループホームで生活するための支援、都外施設利用者の地域移行を支援する相談支援事業所の取組の促進など、区市町村による地域生活への移行や定着の取組を支援します。

【主な計画事業】

- ・地域移行促進コーディネート事業
- ・障害者地域生活移行・定着化支援事業

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 (48～50 ページ)

病院と地域との調整を広域的に行うコーディネーターの配置、地域における医療・福祉のネットワークの構築や地域移行・定着支援に関わる人材の育成など、入院中の精神障害者の地域移行やその後の安定した地域生活を支えるための体制整備に取り組みます。

また、入院中の精神障害者が地域生活に対する不安を軽減し、安心して退院を目指すことができるよう、ピアサポート活動を活用した働きかけや、グループホームに併設した専用居室を活用した体験宿泊などを実施します。

精神科医療機関に対し、地域援助事業者との連携の促進や精神保健福祉士の配置による病院内の体制整備への支援を行い、平成25年6月に改正された精神保健福祉法を踏まえ、医療と福祉の連携による早期退院の支援と新たな長期在院者を作らない体制づくりを進めます。

【主な計画事業】

- ・精神障害者地域移行体制整備支援事業
- ・精神障害者早期退院支援事業
- ・精神保健福祉士配置促進事業

3 一般住宅への移行支援 (52～54 ページ)

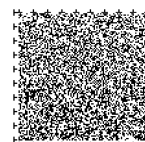
都営住宅においては、引き続き、障害者の入居にかかる各種の優遇措置や車いす利用者向け住宅の供給等に取り組みます。

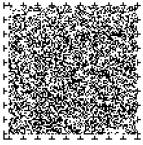
区市町村が、関係団体等とともに居住支援協議会を設立し、障害者など住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居支援に係る具体的な取組を円滑に実施できるよう、東京都居住支援協議会は、広域的な立場から、区市町村における協議会の設立促進・活動支援や都民への幅広い啓発活動などを行います。

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）や居住サポート事業の確実な実施、障害者施策推進区市町村包括補助を活用したグループホームから単身生活への移行の支援などに、区市町村が積極的に取り組むよう促していきます。

【主な計画事業】

- ・障害者向け都営住宅の供給
- ・都営住宅への入居支援
- ・居住支援協議会
- ・障害者単身生活サポート事業 等





4 地域生活支援拠点等の整備 (55～56 ページ)

国の基本指針に即して、地域生活支援拠点等を各区市町村に少なくとも一つ整備することを成果目標とし、今後、区市町村での検討状況等を把握するとともに、国が実施予定のモデル事業の取組等も踏まえて、地域生活支援拠点等の整備のために必要な支援等について検討していきます。

※ 地域生活支援拠点等：障害者の高齢化・重度化や「親なき後」も見据え、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するために、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）

取組4 保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな対応 (57～63 ページ)

- ◆ 精神障害、重症心身障害、発達障害、高次脳機能障害、難病など、保健・医療・福祉等の連携が特に必要な障害について、障害特性に応じたきめ細かな支援体制の構築を進めます。

【主な計画事業】

（精神障害者）

・地域における精神科医療提供体制の整備

①精神科医療地域連携事業

②アウトリーチ支援事業

③民間事業者活用型短期宿泊モデル事業

④精神疾患早期発見・早期対応推進事業

・精神科救急医療体制の整備

・地域精神科身体合併症救急連携事業

（重症心身障害児（者））

・重症心身障害児在宅療育支援事業

・重症心身障害児（者）在宅医療ケア体制整備モデル事業

・重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

・障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）

・重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）

（発達障害児（者））

・区市町村発達障害者支援体制整備推進事業

・発達障害者支援体制整備推進事業

（高次脳機能障害者）

・高次脳機能障害支援普及事業

・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

（難病患者）

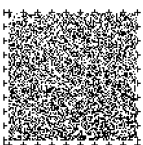
・難病相談・支援センターの運営

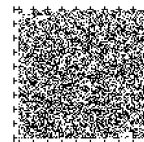
・難病医療ネットワークの構築

・在宅難病患者一時入院事業

・難病患者療養支援事業

・在宅難病患者訪問診療





取組5 安全・安心の確保 (64～69 ページ)

- ◆ 災害時に障害者等の要配慮者に対して必要な対策が講じられるよう、区市町村等における体制整備を支援します。また、消費者被害の防止など、障害者が地域社会で安全・安心に生活することができるよう、障害特性に配慮した対応を進めます。

【主な計画事業】

- ・災害時要配慮者対策の推進
- ・要配慮者対策に係る区市町村向け指針の作成・普及等
- ・住宅防火対策の推進
- ・社会福祉施設等と地域の協力体制の整備
- ・社会福祉施設等耐震化の推進
- ・帰宅困難者対策における要配慮者への支援
- ・在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業
- ・在宅人工呼吸器使用者療養支援事業
- ・要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の推進
- ・社会福祉施設等の防火防災管理体制の充実
- ・グループホーム防災対策助成事業
- ・「手話交番」表示板の設置
- ・緊急メール通報システムの整備
- ・障害者が利用しやすい防火防災情報の発信
- ・「消費生活情報」の提供

施策目標Ⅱ 社会で生きる力を高める支援の充実

取組1 障害児支援の充実 (71～74 ページ)

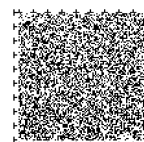
- ◆ 障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。

【主な計画事業】

- ・児童発達支援センターの設置促進・運営の支援
 - ※「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」(本概要版8ページ)による設置促進
- ・障害児保育事業への助成
- ・学童クラブ事業への助成

取組2 全ての学校における特別支援教育の充実 (75～79 ページ)

- ◆ 児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うため、全ての学校・学級における特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進します。



【主な計画事業】

- ・小・中学校及び高等学校における特別支援教育の推進
- ・区市町村との連携体制の構築
- ・都立特別支援学校の適正な規模と配置
- ・都立特別支援学校における外部専門家の導入
- ・東京都教職員研修センターにおける特別支援教育に関する研修の充実・強化
- ・私立特別支援学校等における特別支援教育への助成

取組3 職業的自立に向けた職業教育の充実 (80～82 ページ)

- ◆ 都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

【主な計画事業】

- ・特別支援学校における就労支援
- ・高等部職能開発科の設置

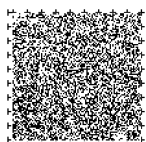
施策目標Ⅲ いきいきと働ける社会の実現

取組1 一般就労に向けた支援の充実・強化 (83～88 ページ)

- ◆ 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。
- ◆ 中小企業を中心に企業での雇用促進に向けた取組を支援します。

【主な計画事業】

- ・東京都障害者就労支援協議会
- ・区市町村障害者就労支援事業
- ・障害者就業・生活支援センター事業
- ・障害者就労支援体制レベルアップ事業
- ・就労支援機関等スキル向上事業
- ・精神障害者就労支援連携強化事業
- ・チャレンジ雇用の推進
- ・東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施
- ・総合コーディネート事業
- ・東京ジョブコーチ支援事業
- ・東京中小企業障害者雇用支援助成金
- ・中小企業のための障害者雇用支援フェア



取組2 福祉施設における就労支援の充実・強化 (89～90 ページ)

- ◆ 障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

【主な計画事業】

- ・工賃アップセミナー事業
- ・共同受注マッチングモデル事業
- ・経営コンサルタント派遣等事業
- ・受注促進・工賃向上設備整備費補助事業
- ・福祉・トライアルショップの展開
- ・作業所等経営ネットワーク支援事業

施策目標Ⅳ バリアフリー社会の実現

取組1 ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりの推進 (91～94 ページ)

- ◆ 障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めます。
- ◆ 円滑な移動や施設利用のためのバリアフリー化を推進し、障害者の自立と社会参加のための環境を整備します。

【主な計画事業】

- ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業）
- ・鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホーム柵等整備促進事業）
- ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
- ・安全で快適な歩道の整備・道路のバリアフリー化
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の設置
- ・視覚障害者用信号機・エスコートゾーンの設置・改善
- ・オリンピック・パラリンピック競技会場の整備
- ・都営交通の施設・設備の整備



取組2 差別の解消と心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進 (95～101 ページ)

- ◆ 障害者差別解消法に基づき、東京都として差別禁止や合理的配慮の提供、環境整備に取り組むとともに、都民や事業者への法の趣旨の普及等を進めます。
- ◆ 障害や障害者への理解を進め、互いを思いやる心を育む心のバリアフリーや、様々な障害特性に配慮した情報バリアフリーを進めます。

【主な計画事業】

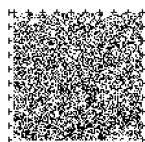
- ・公職選挙実施に伴う障害者への配慮
- ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化への支援
- ・ヘルプマークの推進
- ・障害者向け都政情報の提供
- ・字幕入映像ライブラリー事業
- ・点字による即時情報ネットワーク
- ・情報バリアフリーに係る充実への支援
- ・手話のできる都民育成事業
- ・障害者理解促進事業
- ・ヘルプカード活用促進事業
- ・障害者向け福祉保健局情報の提供
- ・視覚障害者用図書の製作及び貸出
- ・点字録音刊行物の作成及び配布
- ・ユニバーサルデザインに関する情報サイトの構築

取組3 スポーツ・文化芸術活動の振興 (103～107 ページ)

- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、障害のある人もない人も共にスポーツを楽しめる環境を整備し、障害者スポーツの振興を図るとともに、障害者の文化芸術活動について推進していきます。

【主な計画事業】

- ・障害者スポーツの振興
 - ① 障害者スポーツの情報発信、理解促進・普及啓発
 - ② 障害者スポーツの場の開拓・整備
 - ③ 障害者スポーツを支える人材の育成・確保
 - ④ 障害者スポーツの競技力向上
 - ⑤ 東京都障害者スポーツ大会の開催
 - ⑥ 全国障害者スポーツ大会への東京都選手団の派遣
 - ⑦ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた開催準備
- ・スポーツ施設整備費補助事業
- ・文化芸術関連行事の実施
- ・文化芸術活動の推進
- ・都立特別支援学校における障害者スポーツの推進
- ・東京都特別支援学校総合文化祭の実施



施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保

取組1 サービスを担う人材の養成・確保 (108～111 ページ)

- ◆ 障害者が、身近な地域で障害福祉サービスや相談支援事業を利用できる体制を確保するとともに、サービスの質の向上を図るため、人材の養成・確保を進めます。

【主な計画事業】

- ・将来に向けた人材育成・活用プロジェクト事業
- ・福祉人材センターの運営
- ・人材バンクシステムの構築
- ・ホームヘルパー養成研修事業
- ・ガイドヘルパー養成研修事業
- ・介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業
- ・サービス管理責任者研修
- ・相談支援従事者研修（再掲）
- ・障害者虐待防止対策支援事業（再掲）
- ・強度行動障害支援者養成研修
- ・重症心身障害児在宅療育支援事業（訪問看護師等育成研修事業）
- ・重症心身障害児施設における看護師確保対策事業
- ・グループホーム地域ネットワーク事業

第3部 計画事業の展開 (115～206 ページ)

5つの施策目標のもと、取組の項目別に体系化した247の各事業について、平成25年度末の状況と事業目標を掲げています。

